

## 処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課            こども家庭課

法令名	児童福祉法	法令番号	昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号				
手続名	費用徴収及び支払い命令	根拠条項	第 5 6 条第 5 項				
処 分 基 準	<p>法第 2 0 条の規定に基づき、結核にかかっている児童に対し、療養に併せて学習の援助を行うため、病院に入院させて医療の給付を行った場合、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じてその費用の全部又は一部を徴収することができ、その費用を指定の期限内に納付しない者に対しては、地方税の滞納処分の例により処分することができる。</p>						
対応 区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関	こども家庭課	交付 機関	こども家庭課	目次 No.	1 0